



愛媛労働局発表
平成 28 年 11 月 28 日

担
当

愛媛労働局 労働基準部 賃金室
室長 浅山 辰哉
賃金指導官 宮岡 速実
電話 089(935)5205 内線 460

愛媛県特定(産業別)最低賃金の改正について

愛媛労働局（局長 天野 敬）では、愛媛地方最低賃金審議会（会長 小田 敬美 愛媛大学教授）からの答申を受け、本年 12 月 25 日から、5 業種の愛媛県特定（産業別）最低賃金を、別表のとおり改正することを決定しました。

愛媛県特定（産業別）最低賃金は、愛媛労働局長の諮問に応じて、公労使三者で構成される審議会における審議結果を踏まえて決定されるものであり、本年は、8 月 8 日に改正を諮問したところ、10 月 26 日までに「愛媛県特定（産業別）最低賃金額を 1 時間当たり 19 円または 21 円引上げる」との答申がありました。これを受けて愛媛労働局長は、答申内容の公示等の所要の手続を経て、11 月 25 日までに官報公示しました。

特定（産業別）最低賃金の効力発生日は、いずれも本年 12 月 25 日です。

なお、愛媛県内で使用されるアルバイトやパートタイマーなどを含むすべての労働者に適用される愛媛県最低賃金は、本年 10 月 1 日から、1 時間当たり 21 円引上げ、時間額 717 円に改正されています。

愛媛労働局及び管下労働基準監督署においては、改正された愛媛県特定（産業別）最低賃金の周知を図るとともに、最低賃金法等関係法令の遵守の徹底を図ることとしています。

別表

特定（産業別）最低賃金決定状況〈発効年月日 本年12月25日〉

件名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ額 (引上げ率)
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	826円	847円	21円 (2.54%)
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金	835円	856円	21円 (2.51%)
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	808円	829円	21円 (2.60%)
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業 最低賃金	846円	867円	21円 (2.48%)
愛媛県各種商品小売業最低賃金	739円	758円	19円 (2.57%)

※ 参考

件名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ額 (引上げ率)
愛媛県最低賃金	696円	717円	21円 (3.02%)

愛媛県最低賃金〈発効年月日 本年10月1日〉